

世羅町におけるヌートリア及びアライグマ防除実施計画書

1 防除の対象

- (1) ミュオカストル及びコイプス（ヌートリア）（学名 Myocastor coypus）
- (2) プロキュオン及びロトル（アライグマ）（学名 Procyon lotor）

2 防除を行う区域

世羅町全域（「世羅町管内図」）

3 防除を行う期間

確認の日 から 平成 33 年 3 月 31 日まで

4 世羅町内における生息等状況

(1) ヌートリア

世羅町全域の河川及び池周辺で目撃されており、水稻や野菜等の食害等の被害が報告されている。

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
捕獲頭数	6	3	14	13	8

(2) アライグマ

世羅町北部を中心に目撃されており、ブドウなどの果樹の食害等の被害が報告されている。

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
捕獲頭数	2	2	0	8	5

5 計画的防除の目標

生態系等に係る被害の防止を図るため、町内のアライグマ及びヌートリアの生息状況、被害状況等を把握し、その状況に応じて野外からの完全排除を長期的な目標に、被害の低減化及び生息域の拡大を防止し、町内への侵入及び定着の阻止を図る。

6 防除の方法

町内に生息しているアライグマ及びヌートリアの防除について、以下に述べる方法によって効率的な防除に努める。

(1) 調査

地域住民や関係団体、捕獲協力者などから目撃情報及び被害情報及び捕獲情報等を収集し、生息状況の把握、効率的な防除に努める。

(2) 捕獲の方法

原則として次の方法により捕獲する。

ア. 使用する捕獲用具

小型の箱わなを使用する。（小型の箱わなとは、ヌートリア及びアライグマの成獣

1頭を捕獲できる程度の大きさであり、かつ、1人で持ち運ぶことが可能な規模の箱わなとする。)

1基ごとに外来生物法に基づく防除である旨を記載した標識（様式第1号）に防除実施者の住所、氏名、連絡先などを記載し装着する。

事故発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前に地域住民等への周知を図る。

イ.防除従事者

防除従事者は原則として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づく狩猟免許（わな猟免許）を有するものとする。ただし、狩猟免許を有しない被害農家で、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められるもの（県、町、獵友会等が実施する適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習会を受講した者）についても捕獲従事者に含むものとする。

町は、捕獲従事者に対し防除の内容を具体的に指示するとともに、捕獲従事者の氏名、住所、狩猟免許の番号等について記載した捕獲従事者台帳（様式第2号）を整備し、捕獲従事者に、外来生物法に基づく防除を実施していることを証する捕獲従事者証（様式第3号）を交付する。また、捕獲従事者に更新の意思を確認の上、狩猟免許（わな猟免許）を有する者の場合は免許所持確認、講習会を受講した者の場合は3年以内の講習会受講を確認の上、防除の期間を1年毎に更新する。

捕獲従事者は捕獲を実施する際に捕獲従事者証を携帯し、地域住民に説明を求められた場合には、防除の趣旨について説明するよう努める。

ウ.見回り

原則として、わな設置場所を1日1回以上巡視する。

エ.捕獲個体の処分

捕獲した場合には、できる限り苦痛を与えない方法（炭酸ガスを用いた安楽死処分等）により殺処分する。処分した個体は廃棄物として適切に処理する。

また、捕獲個体の捕獲従事者による個人的な持ち帰り及び野外への放置が行われないよう捕獲従事者を指導する。

捕獲従事者は捕獲記録票（様式第4号）に記録し、町へ報告する。

なお、捕獲個体について、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者で、特定外来生物を適法に取り扱うことができるものに限り譲り渡すことができる。

（3）捕獲に係る留意事項

ア.在来生物への配慮

在来の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域を避けるように配慮する。また、鳥獣保護管理法に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同

法に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施する。

他の鳥獣を誘引しないように、可能な限りヌートリア及びアライグマを選択的に捕獲しそる餌を用いて捕獲を行う。他の鳥獣を誘引し結果として当該鳥獣による被害発生の遠因を生じさせることのないように適切に行う。

ヌートリア及びアライグマ以外の鳥獣を捕獲した場合は、速やかに放獣する。

イ.感染症予防措置

ヌートリア及びアライグマは、寄生虫や感染症、その他病原菌を保有している可能性があることから、その取扱いには十分注意するものとする。殺処分作業を行う際には手袋を着用し、個体及び個体の触れた捕獲用具、処分機材を素手で触れることがないよう留意するとともに、ヌートリア及びアライグマの入っている捕獲用具を扱う際には、皮手袋等を使用するものとする。作業が終了した段階で、手指をアルコール等の消毒液で十分殺菌し、使用後の箱わなについても洗浄、消毒を行うものとする。

7 関係者との調整等

(1) 普及啓発

ヌートリア及びアライグマの防除に係る地域住民の理解の増進を図るため、防除の内容や被害予防に係る方策等について広報等による普及啓発を行う。

(2) 合意形成

防除に当たって地域住民、土地所有者、施設管理者等の調整、合意形成に努める。

(3) 防除に係る講習会の開催

地域住民を対象とした、ヌートリア及びアライグマの正しい知識の普及や防除方法、捕獲等について学ぶ講習会を開催する。

8 関係法令の遵守

以上の他、防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

様式第1号 外来生物法に基づく防除である旨を記載した標識

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく防除

許可番号	第	号
防除の期間	平成 年 平成 年	月 月 日から 日まで
捕獲対象		
氏名		
住所		
連絡先		

樣式第2号 捕獲從事者台帳

様式第3号 捕獲従事者証

第

号

世羅町ヌートリア及びアライグマ防除実施計画に基づく

捕 獲 従 事 者 証

世羅町長

印

住所	注意事項
氏名	捕獲従事者証は、ヌートリア及びアライグマの捕獲に際しては必ず携帯しなければならず、かつ、他人に使用させてはならない。
生年月日	
目的	捕獲従事者証は国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護監理員その他関係者が掲示を求めたときはこれを拒んではならない。
捕獲区域	
登録日	捕獲従事者証はその効力を失った日から30日以内に交付を受けた行政庁に返納し、捕獲結果を捕獲記録票に記入し、世羅町長に報告しなければならない。
捕獲方法	
備考	

樣式第4号 捕獲記録票

捕獲従事者番号

捕獲從事者氏名